

射水市 不妊治療費助成制度について

射水市では、不妊治療を受けているご夫婦に対し **1年度あたり30万円を限度**に治療費を助成します。(所得制限はありません。)

制度について

◆対象者◆ 下記についてすべて該当する夫婦

- ① 配偶者と婚姻の届出をしている（原則、法律婚を対象としますが、事実婚関係にある方も対象とします）
- ② 治療時および申請受付日において射水市に住所を有している
(ただし、勤務の都合により夫婦のいずれか一方が市内に住所を有していない場合も対象とします。)
- ③ 医療保険各法による被保険者もしくは被扶養者である
- ④ 夫婦の属する世帯において徴収金(※1)の滞納がない
(※1 徴収金…市税(市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)及びその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費)
- ⑤ **特定不妊治療(体外受精、顕微授精)**：治療開始日に妻の年齢が43歳未満の方
一般不妊治療(特定不妊治療を除く不妊治療)：診療日において妻の年齢が43歳未満の方

◆対象となる不妊治療◆

保険診療で受けた不妊治療

特定不妊治療、タイミング法、人工授精、男性不妊治療、そのための検査など
ただし、回数制限で保険診療とならなかった治療については本助成の対象とします。

助成の対象外：保険診療以外の治療(回数制限により保険診療以外の治療となった特定不妊治療を除く)、入院時の食事代、文書料や個室料などの不妊治療に直接関係のない費用

◆助成限度額◆ 夫婦1組に対して1年度あたり30万円
対象となる治療費から高額療養費や付加給付等を差し引いた額を助成します。

◆申請期限◆

特定不妊治療：1回の治療[※]終了日から1年以内 ※「1回の治療」については
一般不妊治療：診療日から1年以内 Q&Aの問1をご覧ください。

1か月の治療費が高額になった場合、保険者(協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険等)の高額療養費・付加給付の支給を受け、その金額が確認できる書類がそろってから市に申請してください。該当の有無は保険者にご確認ください。なお、高額療養費等の支給決定は診療月から3か月程度要します。申請時に不備や不足がある場合は受付できません。必要書類がすべてそろった段階で再度提出していただきますのであらかじめご了承ください。

申請内容について不明点がある場合、ご加入の保険者や治療された病院等へ市から問い合わせさせていただきます。

富山県特定不妊治療費助成事業の対象となる場合、必ず、富山県の助成決定を受けてから市に申請してください。

◆必要書類◆

- ① 不妊治療費助成金交付申請書兼請求書
…申請者が記載してください。記載例をご覧ください。
- ② 不妊治療費助成事業受診証明書
…医療機関へ記載を依頼してください。文書料が必要となる場合がありますので医療機関へご確認ください。院外処方分は薬局へ記載を依頼してください。
- ③ 領収書・診療明細書の原本（受診証明書に記載されている分）
…原本は決定通知と共に郵送でお返しします。
- ④ 検査および治療を受けた本人の健康保険が確認できるもの…（ア）～（ウ）のいずれか1つをお持ちください。
（ア）マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」画面の写し
（イ）保険者から交付された「資格情報のお知らせ」の写し
（ウ）保険者から交付された「資格確認書」の写し
- ⑤ 通帳、キャッシュカード等振込先の口座情報（金融機関名、名義、口座番号）が確認できるもののコピー
…新規申請または以前と違う口座の場合に必要です。
- ⑥ 保険者からの高額療養費や付加給付等の医療保険給付金等に該当する場合は、その支給金額が確認できる書類の写し
※限度額適用認定証を医療機関に提示した場合は限度額適用認定証の写し
- ⑦ 富山県特定不妊治療費助成承認決定通知及び受診証明書（県の様式）の写し
…富山県特定不妊治療費助成事業の対象となる場合
- ⑧ 戸籍謄本（夫婦が記載されているものであれば抄本でも可）
…夫婦の住所が異なる場合にのみ必要です。
- ⑨ 事実婚関係に関する申立書
…事実婚関係にある場合に必要です。

①、②、⑨の書類は射水市 HP からダウンロードできます。
申請前に、必要書類が揃っているかを確認してください。

◆申請方法◆

必要書類を下記窓口へ提出または郵送してください。
審査後、助成金交付決定通知書を送付し口座に振込みます。

◆申請・問合せ先◆ 射水市こども福祉課

【申請受付】こどもすこやか係 〒939-0241 射水市中村 38(保健センター内) TEL0766-52-7080
【事務担当】こども福祉係 〒939-0294 射水市新開発 410 番地 1 TEL0766-51-6546



問1：いつ申請すればいいですか？

答：《特定不妊治療（体外受精、顕微授精）》

申請は、「1回の治療が終了した日」から、1年以内となっていますが、速やかに市に申請してください。

※「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から胚移植を実施、または、以前に行った特定不妊治療により作られた受精胚による凍結胚移植を実施し、妊娠の確認（妊娠の有無は問いません）を行うまでの過程をいいます。

《一般不妊治療》

検査・治療を受けた「診療日」から1年以内に申請してください。申請のタイミングとしては次のような時期等が考えられます。

- ある程度の治療が終了した時期
- 検査や治療が終了し、以後治療の予定がない場合

※ 申請期限がありますので、確認し、速やかに申請をしてください。

問2：1か月（同じ月の1日～末日）の支払額が高額になりましたが、助成金額はどうなりますか？

答：高額療養費や付加給付の支給対象になる可能性があります。対象となる治療費から高額療養費や付加給付等で支給を受けた金額を差し引いて、1年度あたり30万円までを助成します。

※限度額適用区分を保険者またはマイナポータルアプリでご確認いただき、高額療養費や付加給付に該当する場合、保険者から支給を受けた後にその支給金額が確認できる書類を添付して、申請をしてください。

【高額療養費制度とは】

医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月で上限額を超えた場合に、その超えた金額が保険者から支給される制度です。合算や多数回該当を含みます。

【付加給付金制度とは】

保険者において独自に決められた上限額を超えた場合、その超えた額が支給される制度です。高額療養費に上乗せして付加給付されます。制度の有無や内容については、保険者にご確認ください。

問3：高額療養費や付加給付の支給申請手続きをしましたが、支給はまだ先です。その場合、不妊治療助成の申請は受付できますか。

答：いいえ。保険者から支給された金額がわかる書類がそろってから申請してください。

問4：1年間に何回まで申請できますか？

答：申請回数の制限はありません。申請有効期間内であれば、限度額に到達するまで何回でも申請することができます。

問5：令和7年度中、すでに8万円助成を受けています。令和7年度中に治療を継続した場合、今後、市の助成は受けられますか？

答：1年度あたりの助成金の上限額は、30万円となっていますので、令和7年度では残り22万円まで助成することができます。

問6：射水市に転入する前から治療をしているのですが、助成してもらえますか？

答：いいえ。射水市に住所を有する期間に行った治療のみ助成の対象となります。転入前の治療については助成することはできません。

問7：射水市から今度転出します。転出前までの治療は、対象になりますか？

答：対象にはなりますが、射水市に住所を有する期間に行った治療のみ助成し、射水市に住所を有する時期に申請をすることとなります。転出後の治療や転出後の申請については助成することはできません。

問8：単身赴任のため夫婦の住所が異なりますが、助成してもらえますか？

答：はい。勤務の都合により夫婦のいずれか一方が市内に住所を有していない場合は、同一治療期間において他市町村の助成を受けていなければ対象とします。

問9：不妊治療用の薬を病院外の薬局でもらっています。対象となりますか？

答：対象となります。薬局でも、受診証明書を記入してもらい、領収書及び明細書と一緒に提出してください。

